

（道路維持作業用自動車）

第154条 道路維持作業用自動車に備える灯火の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 黄色であって点滅式のものであること。
- 二 150mの距離から点灯を確認できるものであること。